

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第8条第4項の規定に基づき、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障を生じると認められる場合には会議を公開しないことができる。

2 会議を非公開とする場合には、あらかじめ会長が会議に諮り、出席委員の半数以上の同意を得なければならない。

3 会議は、公平かつ公正に運営されなければならない。

（会長等の責務）

第3条 会長は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、会長が宣告する。

2 委員は、会長の許可を得た後、発言をするものとする。

（表決）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。た

だし、十分な議論を尽くした上で、なお意見が分かれた場合には、会長及び副会長の協議を経た会長の判断により表決を採り、出席委員(会長を含む。)の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

(事前提案の原則)

第6条 協議事項については、協議を行う会議の前の会議において提案し、説明を行うよう努めるものとする。

(会議録の調製)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録には、会長及び会長が指名した委員2人が署名するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。

2 会議録及び会議資料の公開の方法は、役所、役場等における閲覧によるものとする。

3 会議の結果については、ホームページ及び広報紙の活用等による情報提供に努めるものとする。

4 第2項に定めるもののほか、会議録及び会議資料の公開に関し必要

な事項は、会長が別に定める。

(会議の傍聴)

第 9 条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を非公開とする場合にはこの限りではない。

2 傍聴しようとする者の数が会場の定員を超えるときは、傍聴人を受付順により決するものとする。

3 会議に提出する資料は、傍聴人に配布するものとする。

4 会議の傍聴について必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 7 月 8 日から施行する。